平成３０年（フ）第１６４号
堺市北区百舌鳥赤畑町５丁463番地２Ｆ
債務者　和嶋　玲子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１６５号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地３号棟1407号室
債務者　和田　周明
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１８２号
大阪府羽曳野市恵我之荘５丁目６番10―110号
債務者　水野　直明
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１８３号
堺市北区金岡町1423番地４　ビッグカーサ堺しらさぎ駅前137号
債務者　髪人大阪堺店こと美容室「Ｓｈａ　Ｋａｎ　Ｋａｎ」こと　菅野　　登
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１８９号
大阪府松原市南新町５丁目１番20―105号
債務者　松永　経広
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１９７号
大阪府羽曳野市伊賀１丁目１番12―105号
債務者　松井　主水
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１９８号
堺市堺区北安井町１番23号　サンシャイン８―102号
債務者　齋藤　敏行
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２０４号
堺市北区中百舌鳥町５丁794番地２　コーポなかもず109号
債務者　髙橋　　聡
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２７号
山口県宇部市北小羽山町１丁目４番７―202号、従前の住所山口県宇部市新町８番24号
債務者　竹谷　綾香（旧姓弘中・濵砂）
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第２５号
北海道伊達市山下町178番地28
債務者　國友　　斎
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第２８号
北海道帯広市西５条南２丁目14番地２
債務者　松橋　弘子
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第９４号
福島県会津若松市旭町１番35号　サニーライフすずき101、前住所福島県会津若松市行仁町７番11号
債務者　伊藤　　徹
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第２０５７号
名古屋市中川区戸田明正１丁目2115番地　ＬＡＮＤ　ＦＡＬＬ201号、従前の住所名古屋市中川区富田町大字服部字馬黒600番地の１千音寺荘Ｔ－４棟205号
債務者　浅田翔太郎
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７８号
名古屋市緑区相川３丁目165番地の２
債務者　久留宮阿佑美（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１９８号
名古屋市中川区富川町５丁目２番地の７　プレスイン篠原橋３Ｂ号
債務者　西田　　茂
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２２７号
名古屋市北区上飯田西町３丁目56番地　サワダハイツ201号、従前の住所名古屋市北区上飯田北町４丁目75番地の３
債務者　堀川由稀こと　松岡　良子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部